

令和6年度 階上町奨学金募集要項

階上町教育委員会

階上町奨学金貸与条例に基づく奨学生を、次のとおり募集します。

1 対象

階上町に生活の根拠を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、各種専修学校(高等課程、専門課程)に在学する人及び進学することが確定した人

※各種学校、大学院は対象となりません。

2 償還方法

貸与終了後、1年据え置いてから10年以内に償還します。

ただし、辞退や退学等により、奨学生の決定を取消された場合は、その月の1年後から10年以内に償還します。

償還方法は月賦払い、半年賦払い、年賦払いのいずれかの方法を選択し、「ゆうちょ銀行口座」からの口座振替となります。納期限は、月賦払いの人は毎月末、半年賦払いの人は7月末と1月末、年賦払いの人は1月末です。

また、上位学校への進学者はその就業期間猶予することができます。(その場合申請が必要です。)

なお、奨学金は無利息です。

3 申請期間

令和6年3月1日(金)から令和6年3月29日(金) ※必着

窓口受付時間：土日・祝日を除く8時15分から17時まで

4 申請書類

① 奨学金貸与申請書

② 合格通知書の写し(在学中の場合は、在学証明書)

③ 所得証明書(父母又は父母に代わって生計を支えている人のもの)

※所得情報閲覧同意書を提出した場合は省略することができますが、未申告により所得の情報を確認できない場合や、申請する年の1月1日に階上町に住民登録がない場合は、所得証明書の提出が必要です。

- ④ 住民票(申請書の家族の状況欄に記入したすべての人のもの)
 ※住民情報閲覧同意書を提出した場合は省略することができますが、
 階上町に住民登録がない場合は、住民票の提出が必要です。
- ⑤ 家族が次の項目に該当する場合は、必要書類を添付してください。

(1)障害 (身体・精神)	対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳に身体障害があると記載されている人、又はこれに準ずる人。 ・愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳に障害があると記載されている人、又はこれに準ずる人。
	必要書類	上記の手帳又は医師の証明書
(2)長期療養	対 象 者	申請時現在において6か月以上療養中、又は療養が必要と認められる人。ただし3月末時点で療養を終える人は対象となりません。
	必要書類	対象者の氏名が記された、経常的な支出金額を証明できる書類(領収書等)の写し、及び今後の療養見込期間が記されたもの
(3)災害	対 象 者	申請の前年から申請時までに被害を受けたため、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの認定所得金額が、収入基準額を著しく超える場合は対象となりません。
	必要書類	罹災(被災)証明書の写し、町税等の被災による減免を証する書類、保険金等支払い証明書、借家の賃貸借契約書等、及び将来長期にわたって支出増又は収入減が見込まれる金額のうち、今後1年分の金額がわかる書類
(4)盗難	対 象 者	申請の前年から申請時までに被害を受けたため、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの認定所得金額が、収入基準額を著しく超える場合は対象となりません。
	必要書類	盗難届の証明書の写し、及び被害を受けた日常生活における必需品の購入・修理金額がわかる書類(領収書等)の写し

5 貸与額

奨学生の在学する学校の正規の就業期間中、次の金額を貸与します。

対 象	貸与月額(上限額)
高校、高等専門学校1～3年生	20,000円
短大、大学、高等専門学校4・5年生及び専修学校	40,000円

6 申請後の流れ

4月中旬 貸与決定通知

5月上旬 奨学金貸与契約書提出

【提出書類】① 奨学金貸与契約書

② 印鑑証明書(連帯保証人各1通)

③ 住民票の写し

※住民情報閲覧同意書を提出した場合は省略することができますが、階上町に住民登録がない場合は、住民票の提出が必要です。

④ 口座振替申出票

⑤ 請求書

⑥ 在学証明書

5月17日 奨学金前期分振込

(月額×6か月分※令和6年4月～令和6年9月分)

10月18日 奨学金後期分振込

(月額×6か月分※令和6年10月～令和7年3月分)

7 その他

階上町奨学金は、他団体の奨学制度と併用できます。

【問合せ先】

階上町教育委員会 教育課 学校教育グループ

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87

TEL 0178-88-2495 FAX 0178-88-1803